明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約の附属書Ⅱの改正に関する件（外務五一五）　一
○千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約及び千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の附属書の改正に関する件（同五一六）　三
○千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の附属書Ⅰの改正に関する件（同五一七）　三
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一四九二）　云
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　云
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、東日本高速道路株式会社高速道路工事一部完了、阪神高速道路株式会社高速道路工事完了関係　云
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　云
会社その他
会社決算公告　云

告示

○外務省告示第五百十五号

昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の定めるところにより適用される千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約の附属書Ⅱは、同条約第十六条の規定に従って次のように改正され、同改正は、同条の規定に従い、平成十九年一月一日に効力を生じた。

（平成十八年三月六日付け国際海事機関事務局長書簡）

平成二十二年十二月十六日

外務大臣　前原　誠司

附属書Ⅱを次のように改める。

附属書Ⅱ　ばら積みの有害液体物質による汚染の規制のための規則

第一章　総則

第一規則　定義

この附属書の適用上、

1　「検査基準日」とは、ばら積みの有害液体物質の運送に関する国際汚染防止証書（以下「証書」という。）の有効期間の満了の日に対応する各年の日をいう。

2　「関連する管系」とは、貨物タンクにおける吸引点から貨物の取卸しに用いられる沿岸の連結点までの管をいい、貨物の取卸しの管と開口接続しているすべての管系、ポンプ及びフィルターを含む。

3　バラスト水

「クリーン・バラスト」とは、X類、Y類又はZ類の物質を含有する貨物の積載があった後に、この附属書に定めるところにより、完全に清浄にし、残留物を排出し、及び空にしたタンクに積載したバラスト水をいう。

「分離バラスト」とは、貨物管系及び燃料油管系から完全に分離されているタンクであつてバラストの積載のため又は関係附属書に定義する油及び有害液体物質以外の貨物の積載のために常設されているものに積載したバラスト水をいう。

4　ケミカルコード

「バルクケミカルコード」とは、国際海事機関の海洋環境保護委員会が決議ＭＥＰＣ二〇（二二）において採択した危険化学薬品のばら積みの運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則をいい、同規則は、同機関により条約第十六条に定める附属書の付録に適用される改正手続に従つて採択され、かつ、効力を生ずる同規則の改正を含む。

「国際バルクケミカルコード」とは、国際海事機関の海洋環境保護委員会が決議ＭＥＰＣ一九（二二）において採択した危険化学薬品のばら積みの運送のための船舶の構造及び設備に関する規則をいい、同規則は、同機関により条約第十六条に定める附属書の付録に適用される改正手続に従つて採択され、かつ、効力を生ずる同規則の改正を含む。

5　「水深」とは、海図による水深をいう。

6　「航行中」とは、船舶が海上において一又は二以上の針路を航行中であること（排出が合理的かつ実行可能である限り大きく海域に広がるよう、航行上の目的のために実行可能な限り、最短の直接の針路を変更することを含む。）をいう。

7　「液体物質」とは、摂氏三十七・八度において、蒸気圧が絶対圧で〇・二八メガパスカルを超えない物質をいう。

8　「手引書」とは、付録六に定める様式による「方法及び設備の手引書」をいう。